

【資料1－3】

日中活動系・居住系・就労系サービスに係る
留意事項等について

届出に係る留意事項等について

1. 変更申請（特定障害福祉サービスに限る）の提出について

生活介護の事業所で定員の増加を行う場合、または施設入所支援で定員の増加及びサービス種類の変更を行う場合は和歌山市に変更申請を行う必要があります。

【申請期限】

変更予定月の前月5日必着（5日が閉庁日の場合は直前の開庁日）

- ・申請を行う前に事前協議が必要です。（あらかじめ電話予約の上、来庁してください。）
- ・事前協議は変更予定日の2か月前から行います。

2. 指定の更新について

指定の有効期限は**6年**です。次のページに令和6年度中に有効期限を迎える事業所を掲載していますので、必ずご確認ください。

6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

※更新の対象となっている事業が休止中の場合、休止のまま更新はできませんので、再開届を提出後、更新申請を行ってください。

【提出期限】指定有効期限が満了する月の前月中

(例) 令和8年9月30日が有効期限 令和8年8月1日～令和8年8月31日に提出

事業所番号	事業所名	サービス名	指定状態	指定有効期限日
3010123325	グループホーム パプリカ	短期入所	提供中	R08/04/30
3010123333	幹はうす	短期入所	提供中	R08/05/31
3010123333	幹はうす	生活介護	提供中	R08/05/31
3020123232	ケアホーム ウエストビーチ	グループホーム	提供中	R08/05/31
3010120297	短期入所事業所小倉園	短期入所	提供中	R08/06/30
3010123341	和くわく作業所	生活介護	提供中	R08/06/30
3010123341	和くわく作業所	就労継続(B型)	提供中	R08/06/30
3020123240	キャンディブーケ	グループホーム	提供中	R08/06/30
3020123257	かめホーム	グループホーム	提供中	R08/06/30
3020123265	GH花笑	グループホーム	提供中	R08/06/30

3010121766	生活介護事業所ふれぜんと	生活介護	提供中	R08/07/31
3020123273	彩叶	グループホーム	提供中	R08/08/31
3020123281	グループホーム和	グループホーム	提供中	R08/08/31
3010120313	はぐるま共同作業所和の杜	就労継続(B型)	提供中	R08/09/30
3010120321	はぐるま共同作業所ラ・テール	就労継続(B型)	提供中	R08/09/30
3010120354	ソーシャル・ファーム・ピネル	就労継続(A型)	提供中	R08/09/30
3010120354	ソーシャル・ファーム・ピネル	就労継続(B型)	提供中	R08/09/30
3010120362	麦の郷印刷	就労継続(A型)	提供中	R08/09/30
3010120362	麦の郷印刷	就労継続(B型)	提供中	R08/09/30
3010121808	つむぎ共同作業所	就労継続(B型)	提供中	R08/09/30
3010123382	生活介護事業所 さくら	生活介護	提供中	R08/09/30
3010121816	さくらの家	短期入所	提供中	R08/10/31
3010120388	ひまわり	就労継続(B型)	提供中	R08/11/30
3020123299	グループホームあさがお	グループホーム	提供中	R08/11/30
3010121832	ベルフラワー	就労継続(B型)	提供中	R08/12/31
3010121840	パング作業所	就労継続(B型)	提供中	R08/12/31
3010121865	T-JOB	自立訓練(生活)	提供中	R08/12/31
3010121865	T-JOB	就労移行	提供中	R08/12/31
3010123432	グループホームリバー	短期入所	提供中	R08/12/31
3010123440	キャンディブーケ	短期入所	提供中	R08/12/31
3020123307	グループホームリバー	グループホーム	提供中	R08/12/31
3010123457	デイサービス オアシス	生活介護	提供中	R09/01/31
3010123465	デイサービスオアシスⅢ	生活介護	提供中	R09/01/31
3010121881	マイパレット	就労移行	休止	R09/02/28
3010122541	ハイツ関戸	短期入所	提供中	R09/02/28
3010123507	長生楽	自立訓練(生活)	休止	R09/02/28
3020123315	ハイツ関戸	グループホーム	提供中	R09/02/28
3010100398	障害者支援施設ビンセント療 護園	生活介護	提供中	R09/03/31
3010100398	障害者支援施設ビンセント療 護園	施設入所	提供中	R09/03/31

3010120453	はぐるま共同作業所	就労継続(B型)	提供中	R09/03/31
3010121667	就労支援センターベストワーク	就労継続(B型)	提供中	R09/03/31
3010121915	～キセキの杜～ジョブステーション	就労移行	提供中	R09/03/31
3010123275	みんなの広場	就労継続(B型)	提供中	R09/03/31
3010123515	ヤングブレイン	就労継続(B型)	休止	R09/03/31
3010123531	セントラルキッチンさくら	生活介護	提供中	R09/03/31
3010123531	セントラルキッチンさくら	就労継続(A型)	提供中	R09/03/31
3010123531	セントラルキッチンさくら	就労継続(B型)	提供中	R09/03/31
3010123549	ひより	短期入所	提供中	R09/03/31
3010123556	社会福祉法人桃の木会 デイサービス三田山	生活介護	提供中	R09/03/31

3. 人員基準や加算要件等で満たすべき数を算定する際の利用者数について

人員基準や加算・減算等の要件を算定する際には、利用者数を用いて計算することとなりますが、この利用者数には、前年度の「平均利用者数」を用います。

前年度 = 人員基準や加算等の要件を算定しようとする年度の前の年度

平均利用者数 = 全利用者の延利用日数 ÷ 開所日数 ※小数点第2位以下を切り上げ

(例) 令和7年度の全利用者の延利用日数が2700日、開所日数が210日の場合

平均利用者数 = $2,700 \div 210 = 12.857\dots$

よって、令和8年度における人員基準や加算等の要件算定に用いる利用者数は12.9(人)となります。

小数点第2位以下切り上げ
※四捨五入ではない

ただし、前年度の平均利用者数を用いることができるのは、前年度(4月から翌年3月まで)の実績がそろった事業所だけです。

新設の事業所や、定員の増減があった事業所は、以下の方法で利用者数を求めます。

【新設の場合】

- ①新設から6月未満の場合…定員の90%
- ②新設から6月以上1年未満の場合…過去半年の平均利用者数
- ③新設から1年以上経過している場合…過去1年間の平均利用者数
- ④前年4月1日から3月31日がそろっている場合…前年度の平均利用者数

この実績がそろうまでは
人員配置を変更する場
合、「平均利用者算定表」
の提出が必要です。

【定員増加の場合】

増加前について上記①～④のうち該当するいずれかの方法で算出した平均利用者数と、
増加分について上記①～④のうち該当するいずれかの方法で算出した平均利用者数を、
合算して計算します。

※増加分の平均利用者数は、増加後に契約を締結した利用者を対象として計算。

【定員減少の場合】

- ①減少後3か月未満…減少前の前年度平均利用者数
- ②減少後の実績が3か月以上ある場合…減少後の全利用者の延利用日数÷当該3月の開
所日数（小数点第2位以下を切り上げ）

4. グループホームにおける夜間支援体制加算について

（1）夜間支援対象者数について

夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）は、「夜間支援対象者数」に応じて単位数
が変動しますが、この「夜間支援対象者数」は、現に入居している利用者の数ではなく、
前年度の平均利用者数（＝前年度の全利用者の延利用日数÷開所日数 ※ただし小数点第1
位を四捨五入して整数値とする）を用います。

（2）夜間に配置される職員の勤務時間について

夜間支援体制加算（Ⅰ）（Ⅳ）（Ⅴ）を算定する場合、夜間に配置する職員の勤務時間数は、
事業所において定められている常勤の職員が勤務すべき時間数を上回らないように勤務体
制を定めてください。

5. 地域連携推進会議について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業
所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議

の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました（令和6年度は経過措置による努力義務、令和7年度以降は義務）。

各事業所におかれましては、ホームページ（ページ番号：1061302）に掲載している資料をご確認いただき、地域連携推進会議の開催などにお取り組みいただきますようお願いいたします。

6. 就労移行支援の就労支援員・就労定着支援の就労定着支援員について

令和7年4月1日からは、就労移行支援の就労支援員及び就労定着支援の就労定着支援員は、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）」の受講が必須となっています。（ただし令和10年3月31日までは、経過措置として基礎的研修を受講しなくとも業務の従事が可能です。）

事業所の該当職員につきましては、計画的な研修の受講をお願いします。

7. 就労選択支援の就労選択支援員について

就労選択支援の就労選択支援員は、「就労選択支援員養成研修」の受講が必須となっています。就労選択支援員養成研修の受講要件は、「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（基礎的研修）」を修了していること、または、「障害者の就労支援分野の勤務実績」が通算5年以上あることとなっています。ただし、令和10年3月31日までは、基礎的研修と同等以上の研修の修了者は就労選択支援員養成研修を受講できることとなっています。

また、令和10年3月31日までは、経過措置として基礎的研修又はこれに相当する研修（同等以上の研修）を修了した者を就労選択支援員とみなすことができます。

なお、基礎的研修と同等以上の研修とは、以下の研修です。

- ・ 就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・ 訪問型職場適応援助者養成研修
- ・ サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・ 相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）

事業所の該当職員につきましては、計画的な研修の受講をお願いします。

8. 障害者雇用推進施策について

以下の障害者雇用推進施策を実施しておりますので、障害者の就労移行・就労定着に向けてご活用ください。

申請手続等については、市ホームページ（ページ番号 1016281）をご覧ください。

インターンシップ事業補助金

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所及び就労移行支援事業所が施設外支援を行った場合に補助金を交付します。職場実習を通して障害者の職業能力の向上を図ります。

障害者雇用企業開拓推進員

企業開拓推進員を障害者支援課内に配置し、企業訪問を行います。訪問企業の障害者雇用への理解を深め、関係機関との情報共有を行い、就労を希望する障害者とのマッチングへつなげます。

9. 一般就労届出書の提出について

利用者が事業所から一般就労に移行した場合は、就労した日から10日以内に届出を行ってください。

【対象事業所】

生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援、
就労継続支援A型、就労継続支援B型、

【提出書類】

一般就労届出書

※ 就労した企業との雇用契約書の写し（雇用形態がわかる書類）を添付すること